

小口修繕業者登録制度の終了について【お知らせ】

平素は、当財団の運営にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、当財団が発注する工事金額が 55 万円以下の小口修繕につきましては、これまで小口修繕業者登録制度により、あらかじめ登録された業者様に発注してまいりましたが、この度、他法人との統合を控えていることから今年度（平成 30 年度）をもって当該制度を終了することになりましたのでお知らせいたします。

なお、本制度は終了いたしますが今後とも対応照会や見積り及び発注依頼の際にはご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

(問合せ)

- ・ 制度に関すること

総務部 総務企画課 06-6871-3377

- ・ 工事に関すること

千里事業部 営繕課 06-6871-0393